



2026年5月15日

各 位

会 社 名 : 大 日 精 化 工 業 株 式 会 社

代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 弘 二

(コード番号 4116 東証プライム)

問 合 せ 先 : 専 務 執 行 役 員 最 高 財 務 責 任 者 駒 田 達 彦

TEL 03-3662-1638

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第123期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

株主総会及び取締役会の運営について、柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第14条及び第23条を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月26日(金) (予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月26日(金) (予定)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ</u>定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ</u>定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>当該取締役</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において</u>定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役に</u>事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において</u>定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>